

令和8・9年度 入札参加資格審査申請要領 (串本町内事業者対象)

令和8年度及び令和9年度において、串本町が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格審査の申請を次のとおり受付します。

1. 対象者

- ・代表者が串本町内に住民登録をしている個人事業者
- ・串本町内に本店又は支店（事務員等が常駐する支店、営業所等）を置く法人

2. 受付業種

- (1) 建設工事
- (2) 測量・建設コンサルタント等

3. 入札参加に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 希望する業種に応じた関係法令等に基づく許可、登録、審査等を受けた者であること。
- (3) 建設工事の入札参加を申請する者にあっては、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査を受け、希望する工種について総合評定値の通知を受けていること。

4. 入札参加の認定除外

次の各号のいずれかに該当すると認められる者については、入札参加を認めないとある。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事を粗雑にし、又は工事材料の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 法の規定に違反した者
- (7) 営業の実態がないと認められる者
- (8) 税の納税義務を怠っている者

- (9) 串本町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例（平成 29 年串本町条例第 50 号）第 2 条第 3 項各号に掲げる町税等又は町貸付金を滞納している者。
- (10) 労賃の不払い若しくは支払の遅延のある者又は労災保険料の納付を怠っている者
- (11) 工事検査員が重要と認めて発した工事指摘事項通知を受けている者
- (12) 入札、工事執行等について故なく他人に暴力威圧を加えて目的を果たそうとする行為のあった者

5. 受付期間

令和 8 年 1 月 13 日（火）から令和 8 年 2 月 20 日（金）まで

※受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（正午～午後 1 時は除きます。）

※土曜日、日曜日及び祝日は受付できません。

6. 申請方法及び提出書類等

(1) 申請方法

直接持参又は郵送（令和 8 年 2 月 20 日当日消印有効）

※郵送の場合は、封筒の表面に「入札参加資格審査申請書在中」と朱書きしてください。

(2) 受付場所（郵送先）

〒649-3592 和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台 690 番地 5

串本町役場 2 階 建設課（入札・契約事務担当）

(3) 提出書類 別添「提出書類一覧表」をご確認ください。

(4) 提出部数 受付業種毎に 1 部

7. 入札参加資格の有効期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

ただし、上記期間中に次期の資格審査が行われない場合は、次期の資格審査の結果の適用日の前日までとします。

8. 問い合わせ先

串本町役場 建設課 入札・契約事務担当

TEL : 0735-67-7262 FAX : 0735-67-7328

Mail : kensetsu@town.kushimoto.lg.jp